



市政記者クラブ加盟社 各位

廃棄物処理手数料徴収に係る誤処理について

クリーンセンターにおいて、市の施設に搬入されたごみの処理手数料の徴収に関し、誤った処理が判明しましたので、今後の対応と併せてお知らせいたします。

1 概要

事業系ごみの処理手数料は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条第2項第3号において、「10キログラムまでごとに100円」と規定されています。

クリーンセンターでは、ごみの搬入の都度、搬入重量を計量していますが、搬入重量が4kg以下の場合には「0kg」と表示されます。その場合であっても、搬入事業者から「100円」の廃棄物処理手数料を徴収すべきところ、当該手数料を徴収せず無料で処理してきました。

この事実は、令和4年度に実施する計量システム更新に係る仕様書の作成に当たり、判明したものであります。

なお、不燃ごみ、粗大ごみ等を処理しているリサイクルセンターでは、搬入重量の表示が「0kg」であっても「100円」の手数料を徴収しています。

2 該当件数

保存しているCSVデータを確認した結果、過去5年間の搬入件数173,227件中、搬入重量が「0kg」と表示された件数は611件でした。

搬入年度	事業系ごみ搬入件数（許可業者＋一般事業者）A	うち表示重量「0kg」の搬入件数	
		B	B/A
平成29年度	34,495件	81件	0.23%
30年度	35,476件	93件	0.26%
令和元年度	35,350件	80件	0.23%
2年度	34,078件	165件	0.48%
3年度	33,828件	192件	0.57%
計	173,227件	611件	0.35%

3 今後の対応

令和4年5月から、条例規定に基づき、正しい処理となる「0キログラム100円」の廃棄物処理手数料を徴収します。併せて、平成29年度以降分の手数料を徴収すべき事業者へ納入通知書を発行します。

また、収集運搬許可業者への文書発送、クリーンセンター計量棟における一般事業者への文書配布、市公式ホームページへの掲載等により、正しい手数料の徴収について周知します。

4 再発防止について

業務に当たっては、職場研修等を通じて、職員一人ひとりの法令遵守についての認識を深めるとともに、組織内における相互確認体制を有効に機能させ、適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に努めます。